

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正法について

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正法が、本年6月15日に成立しました。

本法は、衆参両院での法案審議段階から、多くのマスメディアで取り上げられ、テロ等準備罪の対象団体となる組織的犯罪集団の範囲や、処罰対象となる行為の定義等について、国民からも大いなる関心が寄せられておりました。

国会においても、衆議院で「テロ等準備罪の被疑者から依頼を受けた行政書士に関する質問主意書」（質問者：初鹿明博議員）、参議院で「テロ等準備罪に係る実行準備行為と行政書士業務に関する質問主意書」（質問者：牧山ひろえ議員）が提出され、行政書士業務におけるテロ等準備罪の捜査対象範囲や影響について質問答弁がなされました。

また、6月20日には盛山正仁法務副大臣が来館され、別添の法務省説明資料を提示いただくとともに、テロ等準備罪は行政書士業務に影響を与えるものではない旨を詳細にご説明いただきました。

以上のことから、各単位会におかれましても、別添の法務省説明についてご承知おき願います。

なお、別添資料につきましては、本会ホームページ内の会員ページ（「連con」）にも掲載することを申し添えます。

記

<別添資料>

- 法務省説明資料（「テロ等準備罪は行政書士の業務に影響を与えません」）

<参考>

- 「テロ等準備罪の被疑者から依頼を受けた行政書士に関する質問主意書」（衆議院）
⇒以下のアクセスで、「質問」・「答弁」内容が確認できます。

衆議院トップページ>立法情報>質問答弁情報>第193国会 質問の一覧
>質問番号「297」

- 「テロ等準備罪に係る実行準備行為と行政書士業務に関する質問主意書」（参議院）
⇒以下のアクセスで、「質問」・「答弁」内容が確認できます。

参議院トップページ>質問主意書>第193国会内の提出番号「120」

以上

テロ等準備罪は行政書士の業務に影響を与えません

〔事例1〕

語学学校から、外国人留学生の在留資格認定証明書交付申請手続に関する業務の依頼を受けたが、その際提示された資料の記載内容に虚偽の点があった場合

〔事例2〕

未成年の児童を集めて買春の斡旋を行おうとする暴力団から、風営法の許可申請手続に関する業務の依頼を受けた場合

【テロ等準備罪の厳格な3つの要件】

- ①「組織的犯罪集団」の関与
- ②重大な犯罪の「計画行為」
- ③計画された犯罪の「実行準備行為」（計画した犯罪を実行するための資金の準備など）

1 一般の団体は「組織的犯罪集団」に当たりません

■テロ等準備罪の対象となる団体は「組織的犯罪集団」に限られます

テロ等準備罪の対象となる団体は、テロ集団、暴力団、薬物密売組織などの「組織的犯罪集団」（重大な犯罪等を行うことを結合関係の基礎としての共同の目的とする団体）に限定されています。

〔事例1〕において、語学学校等、犯罪の実行を結合関係の基礎としての共同の目的とすることなく営業している会社その他の団体は、①「組織的犯罪集団」に当たりません。

したがって、このような「組織的犯罪集団」に当たらない会社その他の団体の依頼を受けて官公署への申請書類を作成・提出する行為や、当該書類の作成について相談に応ずる行為は、テロ等準備罪の対象になりません。

2 要件の認識のない方々はテロ等準備罪の対象となりません

■テロ等準備罪により処罰されるためには「故意」が必要です

テロ等準備罪は、①「組織的犯罪集団」、②「計画行為」、③「実行準備行為」という厳格な3つの要件を設けています。この3つの要件全てについて「故意」がなければ、テロ等準備罪により処罰されません。

〔事例2〕において、当該依頼を受けた行政書士が、

- ①依頼元が暴力団であること
 - ②依頼元の暴力団が、指揮命令の下、任務を分担して児童買春の斡旋を遂行することについての具体的かつ現実的な合意（計画）をすること
 - ③依頼元が当該計画行為に基づき実行準備行為を行うこと
- の認識を1つでも欠いていれば、テロ等準備罪の対象とはなりません。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

(テロ等準備罪)

第六条の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）

1 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

3 別表第四に掲げる罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係る前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4 第一項及び第二項の罪に係る事件についての刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第九十八条第一項の規定による取調べその他の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しなければならない。